

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 23 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第54号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第15 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）				別表第15 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）			
区 分	事 務	条 項	内 容	区 分	事 務	条 項	内 容
[略]				[略]			
岩手県立 農業大学 校長	[略]			岩手県立 農業大学 校長	[略]		
	2 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の施行に関する事務	第8条第1項	授業料等の減免		2 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の施行に関する事務	第4条第1項	授業料等減免
						第6条第1項	変更認定
		第12条第1項	[略]			第10条第1項	[略]
		第12条第2項	[略]			第10条第2項	[略]
	3 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）の施行に関する事務	第13条第1項	[略]		3 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）の施行に関する事務	第11条第1項	[略]
		第11条第1項	[略]			第11条第1項 （同条第9項 において読み 替えて準用す る場合を含む 。）	[略]
		第11条第3項	授業料等減免に係る選考			第11条第3項 （同条第9項 において読み 替えて準用す る場合を含む 。）	減免認定又は 減免変更認定 に係る選考
		第11条第4項	授業料等減免に係る選考に必要な書類の求め			第11条第4項 （同条第9項 において読み 替えて準用す る場合を含む 。）	減免認定又は 減免変更認定 に係る選考に 必要な書類の 求め
		第11条第5項 から第7項ま で	授業料等減免 対象者の認定 及び認定結果			第11条第6項 から第8項ま で（同条第9	減免認定又は 減免変更認定 及び認定結果

			等の通知			<u>項において読み替えて準用する場合を含む。)</u>	等の通知
		〔略〕				〔略〕	
		第15条第1項及び第2項	<u>認定の取消し及び取消しの通知</u>			第15条第1項及び第2項	<u>減免認定又は減免変更認定の取消し及び取消しの通知</u>
		〔略〕				〔略〕	
		第17条	<u>認定の取消しの届出</u>			第17条	<u>減免認定又は減免変更認定の取消しの届出</u>
		第18条第3項	<u>認定の停止及び認定の停止の解除の通知</u>			第18条第3項	<u>減免認定又は減免変更認定の効力の停止又は効力の停止の解除の通知</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。